

生 垣 設 置 の 手 順

- ① 生 垣 の 設 置

↓

○生垣の設置予定がある場合は町に連絡する。
- ② 補助金の交付申請

↓

○町へ生垣設置奨励補助金交付申請をする。
(工事着工10日前位まで)

 - ・ 湯河原町生垣設置奨励補助金交付申請書
 - ・ 生垣設置場所の平面見取図
 - ・ 生垣の概略図
 - ・ 着工前の写真
- ③ 補助金交付の決定

↓

○町では申請書を審査後、現地を調査し、交付の決定をする。
○生垣設置奨励補助金交付決定を通知する。
- ④ 設置工事開始

↓

○生垣設置工事を開始する。
(申請した工事期間内に終了するよう努める。)
- ⑤ 設置工事完了

↓
- ⑥ 工事完了の届出

↓

○町へ生垣設置完了届を提出する。
(完了後1週間以内に提出)

 - ・ 生垣設置完了届
- ⑦ 補助金支出の確定

↓

○町では設置した生垣を検査し、補助金支出の確定をし確定通知をする。
- ⑧ 補助金の請求

↓

○町へ生垣設置奨励補助金交付請求をする。

 - ・ 支出命令書
 - ・ 口座振込み依頼書
- ⑨ 補助金支出

○町から補助金の支出をします。
(窓口支払又は指定された口座への振込み)

◎申請にあたっての注意

補助金交付申請は2月末までに申請し、年度内に工事を完了させることが基本である。

連絡先 湯河原町役場 まちづくり課

☎ 63-2111 内線536～537